

⑨ 遺族に関する給付の裁定請求書の記入等留意事項

- (ア) 遺族一時金の請求書については、施行細則第17条に掲げる書類が添付されているか、加入施設等が確認して県社協へ提出すること。
- (イ) 請求者の受取方法については、一時金支払指図書と同一の口座とすること。また、その口座に直接振込まれますので、口座名義及び口座番号を確認の上、記入すること。
- (ウ) 請求者と死亡した加入者との続柄及び性別、生年月日を記入すること。